第2 荷主等と連携した陸運事業者の荷役関係災害の防止 (平成23年6月の厚生労働省「荷役通達」のあらまし)

第1で示したとおり、荷主等の構内における 陸運事業者の荷役関係災害が多いことから、厚 生労働省は荷主等と連携した陸運事業者の荷 役災害の防止を図るため、平成23年6月2日 付基発0602第13号「陸上貨物運送事業の荷役 作業における労働災害防止対策の推進につい て」(以下「荷役通達」という。)という行政通 達を都道府県労働局に発しています。



この通達を受けて、各都道府県労働局及び労働基準監督署は陸運事業者、製造業等の荷主等に対し荷役災害の防止についての指導を行っています。

ここでは、荷役通達が求める「荷主等の実施する事項」について詳細に説明するとともに、「陸 運事業者の実施する事項」についても紹介します。

なお、荷主等の実施する事項の実施状況について、熊本労働局の調査結果が公表されており、 参考資料3として掲載しました。

1 荷主等の実施する事項

陸運業における荷役作業時の災害を大幅に減少させるためには、陸 運事業者が講じる安全衛生対策のみでは十分とはいえず、荷主等が陸 運事業者に対して安全な作業環境を設備面で協力することが効果的 であり、大変重要です。

このため、荷主等が管理する事業場構内において、陸運事業者に荷 役作業を行わせる場合には、陸運事業場の労働者の安全確保のため、 次の「実施事項」に掲げる必要な対策を実施することが、荷役通達で 求められています。



なお、以下は荷役通達の別紙 1-2「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項」の概要であり、原文については、66ページの別紙 1-2を参照して下さい。

【実施事項】

(1) 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場の設置

荷主等の管理する事業場における荷役作業に係る安全確保のための陸運事業者との協議の場 (安全衛生協議会、安全衛生協力会、安全衛生懇談会など)を設置し、陸運事業者との間で荷役 作業に係る連絡調整が十分に行える体制を整備すること。

【解説】

1 協議する場の設置

荷主等の構内で荷役作業を行う際は、その構内を管理している荷主等が設備、作業経路や作業方法等を指定することが一般的です。その作業環境等に応じた安全対策が不十分だと労働災害発生のリスクが高まります。

このため、構内の設備、作業経路や作業方法等について荷主等として十分な周知を図るとともに、 構内の事業者(作業者)間の調整を図ることが必要です。関係作業者間の調整や協議等を行うため に、例えば安全衛生協力会、安全衛生懇談会などを設置するなどがあります。

なお、すでにこれらの組織がある場合には、陸運事業者もそのメンバーに入れるようにします。

2 協議会の実施内容

(1) 荷役作業に関わる連絡調整

複数事業者の従業員が混在して荷役作業等を行う場合には、合図、標識、警報等を統一してこれを関係者に周知をすることが必要です。

また、法令で定められた作業指揮者が複数選任されている場合には、作業指揮者間の調整も必要です。

これらを含め、リスクアセスメント等により安全な作業手順書の作成などを連携して行うこと が求められています。

(2) 構内作業環境の改善

安全衛生パトロールやリスクアセスメントを複数事業者が一緒に行い、構内の安全設備の設置 等作業環境の改善等を効果的に図ります。

(3) 健康の確保に必要な事項の確認

① 貨物自動車運転者については、長時間労働によるいわゆる過労死も多く発生しています。この ため、厚生労働省の「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、荷主等の配慮事項として 次のことを求めています。これらの事項についても確認を行うことが望ましいといえます。

【交通労働災害防止のためのガイドライン】

第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。

- 1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う必要が生じた場合、荷 主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業 者に協力すること。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。
- 3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間

の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止 に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。

4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再 設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまで の間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

② 熱中症の防止

貨物自動車運転者が、運転後に暑熱な環境下で荷役作業に従事する場合は、熱中症のリスクが 高まります。作業指揮者など、暑い時期の作業については、作業時間の管理など荷主等として配 慮が求められています。また、荷が事業場に到着してから運転席等で待ち時間がある場合は、日 陰での待機となるような配慮も必要です。

なお、熱中症対策については、厚生労働省、陸災防などからもリーフレットが出されており、 ホームページから入手することができます。

【熱中症による災害事例(発生時期7月)】

被災者(運転者)は、配送先事業場のトラックヤードにおいて手卸しで荷卸し作業を行っていた。荷卸 し作業終了後、被災者が他社の車両に乗り込んだため、その車両の運転手が被災者を確認したところ意識 がない状態であったため、配送先事業場を通じて救急通報を行った。被災者は病院に救急搬送されたが、 同日熱中症により死亡した。

③ 腰痛の防止

荷役作業においては、重量物である荷を取り扱うことも多く、また自動車運転者の場合は長時 間運転席にいることによる腰への負担も大きいことから腰痛のリスクが高いところです。

一定時間同じ姿勢(特に座った姿勢)でいた場合にすぐに荷役作業に従事すると、腰痛を発症 するリスクが極めて高いことから、2~3分でも立った状態を維持して腰を伸ばすことが特に重要 で、このことへの配慮が必要です。

なお、交通労働災害防止のためのガイドラインでは、次のことが示されており、荷主等として の配慮も望まれます。

【交通労働災害防止のためのガイドライン】

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

- 4 荷役作業を行なわせる場合の措置等
 - (1) 荷役作業を行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬 物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

事業者は、事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のた め、走行計画の変更を行うこと。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用 具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役 作業方法についての教育を行うこと。

(4) 安全衛生教育への支援

事業者ごとに安全衛生教育を行うことが原則ですが、安全作業手順書の作成やその周知・徹底、 あるいは荷主等の構内での安全衛生管理のルールについての教育等については、荷主等と陸運事 業者が共同で行うことが効果的です。このため、協議会の場などを通じ荷主等として教育の支援 を行うことも望まれます。

(2) 「安全作業連絡書」の活用等による荷役作業の有無、内容等の陸運事業者への事前通知

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」 (別添 2) を活用するなどにより、事前に陸運事業者に通知すること。

また、通知する際には、当該陸運事業者から、作業者や運転者が 必要な資格を有すること及び作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械 等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育)が実施されていること を確認すること。



【解説】

9 ページでみたように、陸運業の死傷災害の被災者の 8 割は運転者です。また、被災場所の 7 割は荷主先等です。このため、事前に荷役作業の有無や荷の状態等を確認し、安全な作業の指示をすることが重要です。特に 14 ページ<災害事例 2>のように陸運事業者の運転者と荷卸し先企業の従業員との共同作業がある場合には、事前の確認が大切になります。

1 荷役作業等に関する事前の適切な取り決め等

運送事業者と荷主等との運送契約時に、車上渡し、軒下渡し、倉庫渡しなど自動車運転者の荷役 作業等に関する事項を文書で明確にします。また、当該業務担当者間で、可能な範囲で連絡調整事 項を取り決めます。連絡調整事項の例は、40ページの別添1「運送契約時に必要な連絡調整に係る 事項」として示されています。

また、運送を元請事業者が下請事業者に委託する場合は、元請事業者の責任において荷主等との 連絡調整を取り仕切り、運送契約締結時に、荷主等との間で取り決めた連絡調整事項のすべてを下 請事業者に伝達します。

なお、直前の作業内容の変更等もあることから、運行管理者等が荷役作業の有無やその内容をその都度確認し、運転者に文書で必要な情報や安全な作業方法を伝えることが求められています。確認するための文書例は41ページの「安全作業連絡書」(別添2)です。

また、下請法を踏まえた以下の国土交通省のガイドラインも参考になります。

【トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン】

このガイドラインは、平成 20 年国土交通省が「関係者間(垂直関係及び水平関係)における問題認識、ルール等の共有化」、「荷主とのパートナーシップの推進」などのために示したもの。

下請法の留意点として、例えば次の記載があります。

親事業者が、運送を委託するに当たって着時間指定や倉庫荷役等付帯業務を行わせる場合は、下請法第 3条により交付を義務付けられた発注書面(以下、「3条書面」という。)にその旨記載し、これらの対価 を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

(参考) 下請決

下請代金支払遅延等防止法。公正取引委員会所管の法律で、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的としたもの。

2 取決め事項の遵守等

実際に荷を運搬すると、荷の積卸し等について契約と異なる対応を求められる場合がありますが、荷主側も陸運事業者側も契約書等の内容を遵守する必要があります。

このことは、例えば国土交通省のガイドラインで以下のように示されています。

【トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン】

運送に係る付帯作業の提供に関し、「トラック運送業において問題となる具体的行為類型」として次の例が示されており、下請法、貨物自動車運送事業法等に違反すると記載されています。

運送委託者は、運送受託者の運転手等に依頼し、契約で定められていない業務(倉庫内荷役、ピッキング、仕分け、清掃、検査・検収等)について、無償で実施させること(契約外の無償による付帯業務)

3 必要な資格等の確認

荷役作業においては、例えば積載荷重1トン以上のフォークリフトの運転については、フォークリフト運転技能講習修了など一定の資格や、特別教育実施などが必要なものが多くあります。また、フォークリフト等を使用しての荷役作業や荷の重量が100キログラム以上の荷を貨物自動車に積卸しする作業などにおいては、作業指揮者の選任も必要になります。

このように、取り扱う荷、荷役作業で使用する機械、作業内容等に応じて必要な資格等がありますので、事前にこれらの確認をするようにします。

上記の必要な資格等に関係する条文は、参考資料の「関係法令」の 67~69 ページ、71 ページを 参照して下さい。

(3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策(作業手順及び安全設備)

- ① 貨物自動車の荷台等高所での荷役作業を行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策(安全対策)を実施すること。
- ② 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床等墜落・転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施すること。
- ③ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力するとともに、作業手順を遵守していることを作業の立会又は作業場所の巡視により確認すること。
- ④ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等荷役作業施設の安全化を図ること。

【解説】

荷主等の従業員以外の者が荷主等の構内で荷役作業を行う場合において、荷主等として行うべき作業手順や安全設備について示したものです。

1 リスクアセスメントの実施

重篤な災害の多い貨物自動車の荷台等での荷役作業については、事前にリスクアセスメントを 実施し、その結果に基づく対策を求めています。このリスクアセスメントについては、42ページ に「荷役作業のリスクアセスメントの実施例」として具体的な例を示しました。

2 墜落防止設備(作業環境管理)

貨物自動車の荷台での荷役作業には、荷の積卸し、シート掛け、ロープ掛け等がありますが、 特に墜落・転落の災害が多いことから、荷主等として設備面での対策を求めています。これら設

備面での具体的な例としては、トラック荷台のすぐ脇に作業床を設置したり、安全帯の取付設備 を建屋等に設置したりといったものがあります。詳細は、「荷役安全設備マニュアル」に例があり ますので参考にして下さい。その一部を第4「荷役作業における墜落・転落防止対策の事例」(54 ページ)として紹介しています。

なお、これらの設備は、陸運事業者が所有する場合は、荷主等の構内に保管する必要があります ので、保管場所の提供等について荷主等としての配慮が求められます。

3 安全な作業手順(作業管理)

荷役作業では人が関わることが多く、安全な荷役作業を行うための作業方法、作業手順も重要で す。

例えばできるだけ荷台や荷の上に上がらない作業方法の検討もその一つです。この作業手順を陸 運事業者が作成する場合の協力と、作業手順に従った安全な作業を行っているかどうかを荷主等と して確認することを求めています。

なお、「荷役安全作業マニュアル」には、荷の積卸し作業、荷締め作業、荷のシート掛け・シー ト外し作業それぞれについて、安全対策のポイントと安全な「作業手順書(例)」が示されていま すので参考にしてください。

4 安全通路の確保

構内においては安全通路の確保が求められていますが、一般的には歩行者用通路表示にとどまっ ている例が多いと思います。ここでは、走行しているフォークリフトと歩いている作業者が接触す る危険を防止する措置事例を写真(「安全通路の確保の例」参照)で紹介します。これは鉄製のポ ールをコンクリートの台に取り付けたもので、重量があるためフォークリフトとの接触を一定程度 防ぐことができます。



安全通路の確保の例(出典:第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会事例発表資料)

(4) 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策

- ① 上記(3)①から④までの事項を実施すること。
- ② 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が行う荷役作業の役割分担を明確に取り決める とともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにすること。
- ③ 作業間の連絡調整は、施設内で計画されている陸運事業者の労働者が関わる全ての荷役作

業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、各荷役 作業の班長及び作業者等に交付すること等により、安全な作業を確保すること。

④ 陸運事業者の労働者に対して、荷役作業の現場において、墜落時保護用の保護帽の着用やフォークリフトの用途外使用の禁止など法令に違反しないよう、必要な指導を行うこと。また、当該作業に関し、法令に違反していると認めるときは、是正のため、必要な指示を行うこと。

【解説】

- 1 複数事業者の労働者が混在(共同)して荷役関係作業を行っている場合は、連絡調整の不備等により労働災害が発生するリスクが高まります。
- 2 荷主等として、これらのリスクを回避するために必要な作業間の連絡調整等を行うことを求めています。
- 3 なお、荷役作業時には、法令で定められた作業はもちろん、それ以外の場合でも必ず保護帽を着用するように指導することを求めていますが、この場合の保護帽については効果の大きな墜落時保護用を着用するようにします。この墜落時保護用の保護帽の留意事項については、「荷役安全作業マニュアル」に記載がありますので参考にしてください。

(5) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の事項等

- ① 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。なお、最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は特別教育を受けていることを確認すること。
- ② フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性の確認がなされたものを貸与すること。
- ③ 作業者が資格等を持っていない場合、必要な資格等を持っている自社の作業員に使用させること。

【解説】

1 陸運事業者の従業員等が、荷主等の所有するフォークリフトを使用して作業を行う場合は、陸運 事業者が法令に従った作業を行うよう、荷主等に資格等の確認、フォークリフトの定期自主検査実 施済み確認などを行うよう求めています(荷役安全作業マニュアルにも、「荷主等による配慮」とし て、同様のことが記載されています)。

また、フォークリフトは重量があり、一旦事故になると大変重大な災害に結びつく可能性が高いことから、法令でその日の作業を開始する前に異常の有無等を点検することが義務付けられています。こうした日々の点検は荷主等において行うことが望まれます。

- 2 点検項目は次のとおりです。
 - (1) 制動装置及び操縦装置の機能
 - (2) 荷役装置及び油圧装置の機能
 - (3) 車輪の異常の有無
 - (4) 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置 の機能
- 3 実際の点検ではチェックリストを使用するのが一般的です。また具体的な点検方法については、市販の 点検用DVDなどが参考となります。



2 陸運事業者の実施する事項

陸運事業者は、荷役作業における労働災害を防止する主体として の責任がありますが、労働災害の大幅な減少を効果的に進めるため には、荷主等に対して作業環境の整備に係る協力を要請するなど荷 主等と緊密な連携協力を図りながら、以下の対策を進めることが必 要です。



なお、以下は荷役通達の別紙 1-1「陸上貨物運送事業の荷役作業 における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」の概要であり、原文については、63ペ ージの別紙 1-1 を参照して下さい。

<基本的事項>

(1) 安全衛生管理体制の整備等

経営トップが率先して事業場における安全衛生方針を表明した上で、効果のある安全衛生管 理を行うため、次のことに留意をして、各級管理者の役割、責任、権限を明確にした安全衛生 管理体制を整備します。

- ① 次の安全衛生の管理者、作業の指揮者の選任
 - ア 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、交通労働災害防止担 当管理者
 - イ はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者等
- ② 安全衛生管理体制や各管理者の職務・権限等を文書化した「安全衛生管理規程」の作成、整備
- ③ リスクアセスメント実施担当者の選任など実施体制の整備
- ④ 設定した目標を達成するための年間安全衛生計画の作成とその実施、評価、改善
- ⑤ 安全衛生委員会等労働者からの意見聴取の場での災害防止についての調査審議

(2) 荷主等との連携協力による安全対策の推進

陸運事業者は、荷主先等での労働災害や複数の事業者の労働者による混在作業における労働 災害を防止するため、次の事項に留意し、荷主等と連携して安全対策を進めるようにします。 なお、元請事業者は、下請事業者に対して連絡調整事項を伝達するとともに、下請事業者が 行う安全衛生教育に対する資料の提供、講師の派遣等必要な支援を行うようにします。

- ① 荷主等に対して、運送契約時において、荷役作業の有無、運搬方法、作業の分担等の作業 条件及び作業場所の環境、作業の留意点等の連絡調整にかかる事項について、別添 1「運送契 約時に必要な連絡調整に係る事項」を参考に文書により適切な取決めを行い、その内容を作業 者全員に伝達すること。
- ② 荷主等に対して、運送の都度、事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等荷 役作業の内容を、別添2「安全作業連絡書」を参考に確認すること。その上で、運転者等に対 して、荷役作業の内容等を周知するとともに、必要な安全対策を指示すること。
- ③ 荷役作業を行う可能性がある場合には、安全な作業方法の確立について、当該荷主と協議 する場を設けるよう荷主に対して働きかけること。特に、死傷災害の多くを占める荷役作業に おける墜落・転落災害の防止については、高所での作業をできる限り避ける作業方法とすると ともに、作業床、手すり、墜落防止柵の設置等の設備面の対策について荷主等に対して協力要 請すること。

- ④ 荷主等との連携協力によりリスクアセスメントを実施し、墜落災害防止用の設備面での対策、適切な作業計画、作業手順書の作成等適切なリスク低減措置を講じること。
- (注) ③、④の「設備面の対策」は、厚生労働省の「荷役安全設備マニュアル」が参考になります。

(3) 適切な作業計画及び作業手順書の作成による安全な荷役作業方法の確立

安全な荷役作業方法を確立するため、作業計画及び作業手順書の作成に当たっては次の点に 留意します。

なお、墜落等の危険のある作業には、墜落時保護用の保護帽を必ず着用させることが必要です。

- ① 荷役作業を行う場合には、作業場所の状況、フォークリフト等の荷役運搬機械の使用の有無及び使用する場合の種類と能力、荷の種類と形状、重量等に適応する作業計画を作成し、作業者に周知・徹底すること。なお、荷役運搬機械に係る作業計画を作成するに当たっては下記(4)のリスクアセスメントの結果を踏まえたものとすること。
- ② 作業計画に基づき、荷役作業の安全の確保に十分配慮した作業手順書を作成し、関係作業者等に周知すること。
- ③ 荷主先等での荷役作業における作業計画、作業手順書の作成に当たっては、荷主等との協議の場等を活用するなどにより荷主等と連携すること。
- ④ 労働者に荷役作業を行わせる場合、労働者の疲労に配慮して十分な休憩時間を確保すること。なお、事前に予定をしていない荷役作業を行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、 走行計画を変更すること。
- ⑤ 荷役作業による労働者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切 な荷役用具・設備の車両への備付け又はフォークリフト等の荷役運搬機械の使用に努めること。
- ⑥ 貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。
 - ア 最大積載量を超えないこと。
 - イ 偏荷重が生じないように積載すること。
 - ウ 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずる こと。

(4) 機械設備に係る安全性の確保

① 適正な方法による機械の使用及び検査等の適正な実施

車輌系荷役運搬機械(フォークリフト等)をはじめとする機械設備の使用に当たっては、製造者等から提供される使用上の情報(危険情報)を活用してリスクアセスメントを行い、その結果に基づき適切な危険防止対策を講じます。また、車両系荷役運搬機械について、法令に定められた適正な方法による作業を行うとともに、定期自主検査、作業開始前点検、修理等を適正に実施します。

② 荷役作業の墜落防止等設備に係る安全性の確保

作業床、手すり、柵、防網等墜落・転落防止等の設備については、荷主等に協力を要請する ことにより、適正な構造要件を確保するとともに適宜点検、整備を励行することによりその安 全の確保を徹底します。 ③ リース業者等の措置への対応

リース業者が貸与する機械設備については、その点検整備状況について確認します。

(5) 安全衛生教育等の推進

① 法定の資格等の取得

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務等の危険な業務等については、労働安全 衛生法(以下「安衛法」という。)に基づく資格、技能講習の受講が必要であり、これらの 資格を計画的に取得させます。

《陸運業関係の安衛法に基づく資格、技能講習の受講が必要な危険な業務等》

- ・最大荷重1トン以上のショベルローダーの運転業務
- ・最大荷重1トン以上のフォークローダーの運転業務
- ・最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務
- ・高さ2メートル以上のはいのはい付け、はい崩し等の作業に おける作業主任者の職務
- ・つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーン運転業務
- ・つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務
- ・つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転業務



② 安全衛生教育

安全衛生教育の実施にあたっては、安衛法、同法に基づく「能力向上教育に関する指針」、「安全衛生教育に関する指針」、「安全衛生教育推進要綱」に基づき、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定めるとともに、労働者の職業生活を通じた中長期的な推進計画を整備します。

特に、陸運業における労働災害の8割は貨物自動車運転者が被災していることから、貨物 自動車運転者に対する「雇入時等の安全衛生教育」(安衛則第35条)の充実に留意します。 なお、これらの教育を事業者のみで行うことが困難な場合は、陸災防等の安全衛生関係団 体等が実施する安全衛生教育を計画的に受講させます。

《陸運業関係の主な安全衛生教育》

- 雇入時等の安全衛生教育
- ・フォークリフトの運転の特別教育(最大荷重1トン未満)
- ・小型移動式クレーンの運転の特別教育(つり上げ荷重1トン未満)
- ・フォークリフト運転業務従事者教育
- · 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- 積卸し作業指揮者教育
- ・ 危険予知訓練(交通・荷役)
- リスクアセスメント教育
- ·腰痛予防管理者教育

③ 荷役作業現場の作業責任者に対する教育

荷役作業現場において作業指揮をする責任者に対しては、安全な荷役作業方法について、 「職長教育に準ずる安全衛生教育」を実施します。

(6) 腰痛予防対策

陸運業においては、荷役作業において重量物を取り扱う機会が多いこと、また、長時間の車 両運転を行うことが多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付基 発第547号)に基づき、重量物取扱い作業、長時間の車両運転等の作業の作業態様別の対策を 講じるとともに、重量物取扱い作業等に常時従事する労働者に対し「腰痛予防のための労働衛 生教育」を実施するようにします。

(7) 派遣労働者の安全衛生の確保

派遣労働者の安全衛生の確保については、「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」(平成21年3月31日付基発第0331010号)に基づき、派遣先事業者として派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即して適切に講ずるとともに、それぞれの責任区分に応じた安衛法上の措置を講じる必要性から、派遣元事業者との連絡調整を的確に実施するようにします。

<荷役作業別の労働災害防止上の重要事項>

(1) 人力荷役作業の各作業(荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業)に共通の事項

貨物自動車からの荷の積卸し作業などの人力荷役作業においては、墜落・転落災害が最も多

いことから、これによる労働者の危険を防 止するため、次の事項を実施するようにし ます。

- ① 平荷台の上での作業や荷の上の移動 は可能な限り避け、地上での作業や移 動とすること。
- ② 平荷台上での作業を行わせる場合に は、墜落防止のため、荷台の周囲に墜 落防止柵、作業床等を設置すること。
- ③ 床面と平荷台、床面と平荷台の周囲 に設けた作業床との昇降については、安全に昇降できる設備を設置すること。
- ④ 箱型荷台上で作業を行わせる場合には、背を荷台外側に向けた姿勢で作業を行わせないこと。 と。また、その姿勢で後ずさりさせないこと。
- ⑤ 上記②及び③の措置について、作業が荷主先等で行われる場合には、荷主等に対して協力 を要請するなど連携協力の上で講じること。
- ⑥ 墜落時保護用の保護帽を着用させること。
- ⑦ 雨天時に荷や荷台上で作業させる場合は、JIS適合品で [F] マークが表示されている 耐滑性のある靴を使用させること。
- (注)「荷役作業別の対策」の詳細は、「荷役安全作業マニュアル」が参考になります。

(2) 各人力荷役作業(荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業)に特有の事項

① 荷の積卸し作業

ア 荷主先等において荷主等の労働者と荷の積卸し作業を共同で実施する場合、あらかじめ、 作業の役割分担を明確にした上で、作業間の連絡調整を十分に行うこと。

イ フォークリフト等による荷の積卸しの際に荷や荷台の上で作業を行う場合は、当該フォ



ークリフトの作業範囲に立ち入らないとともに、フォークリフト等の運転者から見える立 ち位置を確保すること。

ウ 荷台のあおりを立てる場合には必ず荷台にロックをかけて固定すること。

② 荷締め作業

- ア 作業時の貨物自動車の逸走を防止するため、車止め等の措置を講ずること。
- イ あおりの上に立つ場合には、あおりが荷台に固定されていることを確認すること。
- ウ 荷締め器具の機能について、作業前に点検を行うこと。
- ③ シート掛け・シート外し作業
 - ア 地上で行うこと。地上で行うことができない場合には荷台の周囲に作業床を設け、作業 床上で行うこと。

イシートが荷やあおりなどに引っ掛かった場合に、無理に引っ張らないようにすること。

(3) 取扱い運搬作業

荷の取扱い運搬作業においては、「無理な動作」による災害が最も多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」における「重量物取扱い作業」の対策に基づき、自動化省力化、取扱重量、荷姿改善、作業姿勢・動作、取扱時間等に留意する他、特に次の点に着目して、作業負担を軽減するようにします。

- ① 荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。
- ② 床上50cm以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。
- ③ 荷物の重量が55kgを超える荷は2人以上又は台車により取り扱うこと。

(4) フォークリフトによる荷役作業

フォークリフト作業においては、墜落・転落、はさまれ・ 巻き込まれ、激突、あるいは激突され災害と様々な型の労働災害が発生しており、また、運転者のみならず、周囲の 荷役作業者にも被害が及ぶことから、次に掲げる管理面の 対策及びフォークリフトを使用する際の対策を講じるよう にします。



① 作業を行う前の管理面の対策

ア 作業計画の作成及び周知

当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わせること。

イ 作業指揮者の選任

フォークリフトを用いて作業を行うときは、「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」を定め、作業計画に基づき荷役作業の指揮を行わせること。なお、作業指揮者には、厚生労働省の定めるところにより「車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育」を実施すること。

ウ就業制限等

フォークリフトの能力に応じて、最大荷重1トン以上であれば、運転技能講習を修了した者でなければ運転できないこと(1トン未満であっても、事業者は特別教育を運転者に 実施しなければならないこと。)。

エ 点検・定期自主検査の実施

作業開始前点検、定期自主検査(月次、年次)、特定自主検査(年次)を実施すること。

荷主等向け 荷役災害防止セミナー ~ 荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう ~

② 実際の作業を行う上で不安全状態及び不安全行動を防止する対策

ア 接触の防止

フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立入禁止を徹底するため、運行経路と歩道の分離、立入禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講ずること。

イ 用途外使用の禁止

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷のつり上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならないこと。

ウ 作業者の服装等

フォークリフトの運転の際には、作業衣の袖等がレバーに引っかかり不意の動作による 労働災害の発生を防止するため、袖口の締まった服を着用するとともに、運転席から身を 乗り出す等の行動をしないこと。

別添1

運送契約時に必要な連絡調整に係る事項

① 日時

運送日時、荷積み又は荷卸し開始及び完了時刻、車両の出発時刻又は到着時刻

② 荷の内容

荷の品名、数量、重量、荷姿、特性等

③ 貨物自動車使用車種及び台数

④ 作業場所

荷積み又は荷卸し場所の地名、荷主の事業場名及び連絡先

⑤ 作業場所の環境

車両の通行の可否、作業場の広さ、床面の状態及び屋内外の別、荷置き場の高さ、荷役作業に係る設備の有無、風雨・降雪時における作業の可否など

⑥ 積卸し作業の留意点

積卸し作業を荷主と共同で行う場合、作業の分担方法、作業指揮者の選任方法、作業場内での合図・連絡の方法、積卸し作業指揮者の氏名及び作業者の人数など

⑦ 使用機械設備

積卸し作業に必要となるフォークリフト等の荷役運搬機械や、手押し車等の用具について、荷主 又は陸運事業者いずれの所有によるものを使用するか、また、その種類、形式、能力、使用数及び 点検整備状況、さらに荷役運搬機械の運転者の所属及び氏名など

⑧ 墜落防止用設備

作業床、手すり、柵、防網等墜落・転落防止等の設備の荷主先での設置の有無。無の場合、それ に替わる代替措置の提示等

⑨ 付随する資格の要否

フォークリフト、クレーン等については、法定要件に応じて、免許、技能講習修了等の資格又は 特別教育実施。また、はい作業主任者の選任を要するときはその資格、酸素欠乏危険場所に該当す る場合には、酸素欠乏危険作業主任者の資格。

別添 2

安全作業連絡書

発 地 着 地	
積込作業月日 10月1日(月) 取卸作業月日 10月	1日(月)
積込開始時刻 9時00分 取卸開始時刻 14時	00分
積込終了時刻 10時00分 取卸終了時刻 15時	00分
積込場所 1. 屋内 2. 屋外 取卸場所 1. 屋内 2. 屋	外
1. 荷主専用荷捌場 1. 荷主専用荷扱	場
2. トラックターミナル 2. トラックターミナル	
3. その他 () 3. その他 ()
積 品 名 飲料水ダンボール箱	
荷 (危険・有害性) 有 ・ (無)()	
数 量 100箱	
総重量 2,000kg (20 kg/個)	
積 付 、 バラ (2.) パレタイス゛ 3. その他()	
	運送業者側
	軍送業者共同
作	0. #
業 作業者数 1名 業 作業者数 (大田井田) (大田井田) (大田井田) (大田井田) (大田井田) (大田井田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大	2名
使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷役機械を使用荷径機械を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	
(1.) 7 ₇ -7 ¹ / ₇ (1.) 7 ₇ -7 ¹ / ₇ (1.) 7 ₇ -7 ¹ / ₇	
2. その他 () 2. その他	()
免許資格等 (1.) フォークリフト 2. 玉掛け 免許資格等 (1.) フォークリフ	ト 2. 玉掛け
3. はい作業 3. はい作	業
4. その他() 4. その他	()
	ステレ
<u>その他特記事項</u> 然「女生靴、休護帽を有用のこと」など女生上の任息寺を記入りること。	
・取卸作業では安全靴、墜落時保護用保護帽を必ず着用すること。	
・積込作業は荷主側が行うので荷台には乗らないこと。	
・取卸作業は共同作業となるので、着地荷主側で選任されている作業指揮者の指示に従う	
こと。	
	I

(注) 参考のため、厚生労働省通達で示された「安全作業連絡書」に記載例を追加した。